

<景観形成方針>

商業地の特性を活かした良好な景観の創出を目指し、市民と行政との協働により、魅力ある景観づくりを進めます。

- ・白子駅周辺では、交通ターミナル型商業拠点としてのにぎわいの創出とともに、伊勢街道沿いの歴史・文化や海辺に最も近い主要駅という特徴を活かし、個性的で魅力ある景観形成を図ります。
- ・鈴鹿市駅周辺では、伊勢街道をはじめとする歴史・文化を活かしながら地域全体の良好な景観の形成を図ります。
- ・平田町駅周辺では、広域型商業拠点としてのまちづくりを進めるとともに、主に(都)鈴鹿中央線沿いにおいて、歩いて楽しい沿道景観の創出を図ります。

注)「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“―”を記入してください。

	景観設計の手引き			鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容	景観形成基準				
イ 形態・外観	b)	歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。	●市街地の地域特性に配慮した空間演出	□建築物は、建築物の相互の協調により、地域の特色を活かした玄関口にふさわしいまちなみ景観を形成する。				P. 23
			○市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりとにぎわいのある空間演出に配慮する。	□低層部は、商業施設で構成するとともに、明るく開放的なデザインとするなど、にぎわいが感じられる景観を形成する。				P. 23
			○低層部にショーウィンドウを設けて、にぎわいを演出する。	□ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、賑わいのある魅力的な街路景観を形成する。				P. 23